

独立行政法人航海訓練所の保有個人情報の公開等実施に関する達

〔平成17年3月31日〕  
〔訓練所達第16号〕

(目的)

**第1条** 独立行政法人航海訓練所(以下「航海訓練所」という。)の保有する個人情報の公開等の実施については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第549号。以下「施行令」という。)のほか、この達の定めるところによる。

(開示請求等の方法等)

**第2条** 法第13条に基づく開示請求、法第28条に基づく訂正請求、法第37条に基づく利用停止請求の窓口及び法第24条第1項に基づく閲覧場所は、航海訓練所事務局総務課とする。

2 開示請求等の方法は、窓口を開示請求書等を直接提出する方法又は窓口を開示請求書等を郵送する方法のいずれかの方法によるものとする。

3 第1項の窓口受付時間は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から5時までとする。

(開示請求書等の様式)

**第3条** 法及び施行令において定める開示請求書、開示決定通知書及びその他請求書等の様式については、別表第1に定めるとおりとする。

(審査基準)

**第4条** 行政手続法(平成5年法律第88号)に基づき、航海訓練所の保有個人情報の開示、不開示等の判断をするための審査基準は、法第14条から第17条の規定により行うほか、情報公開・個人情報保護審査会の答申等を踏まえて別に定めるものとする。

(手数料の額等)

**第5条** 法第26条第2項に基づき航海訓練所が定める手数料の額は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号)第18条第1項の額と同額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記載されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。))の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 第1項の手数料の納入方法については別表第1、第1号様式に記載された納入方法とする。

4 施行令第13条第1項に基づき、法人文書に記載されている保有個人情報の開示を受ける者は、手数料のほか郵送料を納入して法人文書の写しの送付を求めることができる。

郵送料は、前項による方法又は郵便切手により納入するものとする。

(通信費の実費額)

**第6条** 航海訓練所に所属する練習船が航海訓練期間中である場合に、当該練習船で保有する法人文書に記載されている個人情報について、写しにより開示を受ける者は、別表第2に定める航海訓練実施海域の区分による通信料単価に基づく従量により通信料を負担するものとする。

通信料の納入方法については、前条第3項によるものとする。

(開示の実施方法)

**第7条** 法第24条第1項及び第2項に基づき航海訓練所が定める開示の実施方法は、別表第3に掲げる開示の実施方法によるものとする。

(保有個人情報の管理)

**第8条** 法第7条に定める安全確保の措置は、独立行政法人航海訓練所個人情報管理規程(平成17年訓練所規程第26号)に基づき行うものとする。

#### 附 則

この達は、平成17年4月1日から施行する。

## 別表第2

(通信費)

通信費(実費)	航海訓練実施海域	通信料単価
船舶から写しの転送	遠洋航海(公海上) (インマルサット利用)	300円/枚(A4版換算)
船舶から写しの転送	日本近海・沿岸周辺 (衛星船舶電話利用)	100円/枚(A4版換算)

### 別表第3

( 開示の実施の方法 )

法人文書の種別	開示の実施の方法
一 文書又は図画 ( 二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。 )	イ 閲覧
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印刷したものの閲覧
	ハ 複写機により複写したものの交付
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧
	ハ 用紙に印刷したものの交付
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧
	ロ 印画紙に印画したものの交付
四 スライド(九の項に該当するものを除く。 )	イ 専用機器により映写したものの閲覧
	ロ 印画紙に印画したものの交付
五 録音テープ(九の項に該当するものを除く。 ) 又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付

法人文書の種別	開示の実施の方法
七 電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
	ハ 用紙に出力したものの交付
	ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
	ホ 光ディスクに複写したものの交付
	ヘ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付
	ト 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
	チ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付
九 スライド及び録音テープを同時に視聴する場合	イ 専用機器により再生したものの視聴
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付